

事務局長	おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出が、5番、信田浩則委員、13番、伊藤又エ門委員から出ております。さらに細谷会長も所用のため欠席となりましたので、本日の議長は鈴木代理から務めていただくこととなります。よろしくお願いいたします。また、本日は総会終了後に農業者年金加入推進活動打合せ会を予定しておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。農業者年金加入推進部長の皆様におかれましては、引き続きお付き合いいただきますようお願い申し上げます。 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第21回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 (午前10時 開会) はじめに鈴木会長職務代理者からご挨拶を頂戴いたします。
鈴木正雄会長 職務代理者	(会長職務代理者挨拶)
事務局長	ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。 続きまして、前回1月10日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第21回総会までの業務報告書をご覧ください。 1月10日に「第20回農業委員会総会」を委員24名、推進委員28名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにて開催しております。さらに終了後には、グランドパレス川端に移動して新春懇談会を開催しております。委員23名、推進委員18名の出席をいただいております。 1月22日、23日には、全国農業担い手サミットが佐賀県で開催され、会長が参加されております。全体会はSAGAアリーナで行われ、地域交流会は中山牧場等を視察されております。 1月30日には、広報専門委員会を委員6名の出席をいただき、神岡庁舎において開催しております。4月1日発行の農業委員会だより第28号の掲載記事等についてご協議いただいております。 2月3日、4日には、秋田県都市農業委員会会長会先進地視察研修が実施され、鈴木代理と私が参加しております。青森県黒石市の有機農業、スマート農業を実践している株式会社アグリーンハートと弘前市のりんご高密度植栽培を推進する弘果総合研究開発株式会社を視察しております。 その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で主な業務報告といたします。 それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長職務代理者をお願いいたします。
議 長	本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、23番、田村誠市委員、2番、佐藤洋悦委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和7年2月7日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

- 議 長 議案第1号、案件1番を議題とします。
本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 参 与 1 ページ、1 番をご覧ください。農地の所在は内小友〇〇〇〇〇〇番、地目が田、面積が〇〇〇平方メートル外、田4筆、合計5筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。横手市の農地と交換による所有権移転です。横手市の農地は横手市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、外4筆、合計面積、〇〇〇〇平方メートルです。譲渡人は、横手市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん63歳です。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん72歳です。
申請理由につきまして、譲渡人と譲受人の所有農地を互いに耕作しておりましたが、この度、自作地相互の交換の話がまとまったものです。
この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員入場)
- 議 長 次に、議案第1号の案件2番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員 退席)
- 議 長 事務局の説明を求めます。
- 参 与 1 ページ、2 番をご説明します。農地の所在が北長野〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積が〇〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。売買による所有権移転です。譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社です。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。農地売買支援事業6年分割払い型を利用し、完納したことにより、所有権移転するものです。売買価格は、諸経費を含む総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で、10アールあたりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇〇円です。
この案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。
- 議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました4件のほかに有償所有権移転2件、賃貸借権設定の新規3件、使用貸借権設定の新規1件、更新2件がございます。12ページ、13ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので結果許可要件を満たしていると考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和7年2月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

議案第2号、案件13番を議題とします。本案件は〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

19ページ、13番をご説明いたします。利用権を設定する農地は飯田〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田2筆、計3筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん75歳です。利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。設定期間は3年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。

この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

	ルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん72歳です。利用権の設定を受ける方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は10年、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円です。ほ場条件が悪いので賃借料が低く設定されております。
参 与	62ページ、93番をご説明します。利用権を設定する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田6筆、計7筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、大仙市〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん50歳、利用権の設定を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん71歳です。設定期間は3年で、10アール当りの賃借料は〇〇〇〇〇万円です。なお、賃借料が高めに設定されておりますが、更新前と同じ条件で引き続き耕作して欲しいという〇〇さんの申し出を〇〇さんが了承してくれたためです。
参 与	75ページ、116番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は南外〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積が〇〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権の設定をする方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん83歳です。利用権の設定を受ける方は大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん48歳です。設定期間は5年、賃借料は総額〇〇〇〇〇円です。 申出理由といたしまして、当該農地はこれまで〇〇さんの父親が耕作しておりましたが、高齢になったことから経営を息子に移譲したいという意向により、契約期間の満了に伴い新たに〇〇さんが借り受けるものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、当該農地は不整形かつ水利条件が悪いことから前回もこの契約内容となっており、それを引き継いで新規契約するものです。
事務局長	その他の案件についてご説明させていただきます。議案第2号につきましては、ただいま説明いたしました3件のほかに、所有権移転12件、賃貸借権設定の新規46件、更新59件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き10アール当たり田で〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。次に賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります。説明案件を除き10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。 いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 議案の審議中ですが、ここで暫時休憩します。 (午前10時52分 休憩)
議 長	休憩以前に引き続き会議を再開します。 (午前11時00分 再開) 次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。
事務局長	議案第3号、農用地利用集積等促進計画案の承認について

大曲〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田40筆、計41筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地の所有者は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さん86歳、外7名です。農地中間管理事業における、借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇さん、外4名、及び2法人です。移転理由につきましては、次のとおりです。

155番は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地集約化に前借受人の〇〇さんが応じたものです。156番は、前借受人である〇〇さんが離農のため〇〇さんが借受けに応じたものです。157番は、前借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の労力不足による経営縮小のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借受けに応じたものです。158番、159番は、前借受人の〇〇さんは〇〇さんの農地を全て借受けしておりましたが、耕作不便解消のため自宅から遠い農地を近くの農地を耕作する〇〇さんと〇〇さんが借受けに応じたものです。160番、161番は、前借受人である〇〇さんの高齢に伴う経営規模縮小のため近くの農地を耕作する〇〇さんが借受けに応じたものです。162番は、契約期間が1か月となっておりますが、前借受人の〇〇さんは経営規模縮小のためすぐに手放したく、今後も借り受ける〇〇〇〇〇〇〇〇〇に移転するものです。なお、設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました10件のほかに、賃貸借権設定の新規70件、再設定51件がございます。今回の賃貸借権設定における田の賃借料の金額であります。説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年2月7日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の181ページをご覧ください。西仙北地域の〇〇〇〇〇〇〇から報告がありました。報告書の内容につきましては、182ページから185ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

以上報告といたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

- (1) 大仙アカデミーについて
- (2) 農業者年金加入推進活動打ち合わせ会について
- (3) 令和7年度 大仙市農業委員会総会関連日程表（予定）について
- (4) 各専門委員会の開催について

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第21回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦勞様でした。

(午前11時23分 閉会)